

# 土浦地方卸売市場 関連事業者の募集について

## 1. 募集業種

(1) 第1種 卸売業者の取扱品目以外の物品の卸売業

(2) 第2種 飲食業

※第1種店舗面積：30㎡×3店舗／32㎡×1店舗

※第2種店舗面積：32㎡×2店舗／79㎡×1店舗

## 2. 資格基準

(1) 原則として開設区域内に住所または事業所を有する者

(2) 営もうとする業種について現在までに引き続き3年以上の営業実績を有する者

(3) 当該業務が許認可を必要とする業種にあっては、現にその許認可を受けて営業している者

(4) 当市場の卸売業者及び仲卸業者でない者

## 3. 欠格事項

(1) 申請者が破産者で復権を得ない者

(2) 申請者が禁固以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(3) 申請者がその業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

(4) 申請者がその業務を適正に遂行するために必要な知識及び経験並びに資力信用を有しない者

※なお選考方法については、土浦地方卸売市場株式会社の選考委員会で審査します。

## 【業種について】

### 第1種

ア	乾物、ビン・缶詰類
イ	漬物、佃煮類
ウ	練製品、塩乾物類
エ	料理、割烹材料類
オ	海苔、茶類
カ	鶏卵類
キ	精肉類
ク	菓子類
ケ	包装資材、日用品、食堂機材類ほか
コ	乳製品類

### 第2種

ア	食堂
イ	喫茶店

併せて水産仲卸業者の出店についても募集しています

詳しいお問い合わせ

土浦地方卸売市場株式会社 TEL.029-843-2191